

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成 29 年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成 30 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成 29 年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和 2 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和 2 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和 2 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考にしてしている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（平成 30 年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成 30 年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上